

日本カードビジネス研究会 会員規約

日本カードビジネス研究会

2008.12.9

日本カードビジネス研究会 会員規約

第1条 研究会の使命

日本カードビジネス研究会(略称『NCB』、以下『当研究会』という)は、健全で豊かなキャッシュレス社会の発展をめざし、カード・クレジットビジネスの振興と正しい利用者保護の推進に寄与すべく、常に最新のカード・クレジットビジネスに関する研究とその情報提供を使命とする。

第2条 研究会の目的

当研究会は、その構成員である会員企業各位が、各業界においてカード・クレジットビジネスの地位向上および更なる発展を遂げるための一助となるべく、情報提供・教育研修等を推進し、知悉親交・相互協力の場を提供することに尽力する。

第3条 活動内容

当研究会は、以下の活動をおこなう。

活動内容	頻度
NCB定例セミナーの開催	毎月1回
NCB公開セミナーの開催	年10回程度
公開シンポジウムの開催	不定期
業界セミナーの開催	随時
企業内研修の受託開催	随時
海外研修・視察セミナーの実施	不定期
会報誌『NCBレポート』の発行	毎月1回
専門図書の発行	不定期
専門対象分野における最新情報の収集・提供	随時
その他上記活動に付帯する各種活動	随時

第4条 会員資格

1. 当研究会の構成メンバーとして、正会員と準会員を設ける。
2. 会員は第1条の主旨に賛同する企業および個人で、当研究会が会員としてふさわしいと認めたものとする。
3. 会員資格は当研究会が定めた会費の納入をもって有効となる。
4. 会員企業に所属の個人は所定の登録窓口を通した場合のみ、会員としての特典を行使できるものとする。

第5条 年会費

1. 正会員の年会費は 300,000 円(消費税を含まない)とする。
2. 準会員の年会費は 30,000 円(消費税を含まない)とする。

第6条 退会・強制退会

1. 会員は当研究会を随時任意に退会することができるものとする。ただし、その場合でも納入済の年会費等は返還されないものとする。
2. 当研究会が会員として著しく不当と判断した場合、強制退会の処置をとることができる。その場合、正会員にかぎり、既納されている年会費の内、未経過月数分は返金するものとする。

第7条 会員特典

1. 正会員

NCB定例セミナー	1回2名まで参加費無料 3名以降1名につき 10,000 円の優遇措置
NCB公開セミナー	1名 15,000 円、2名以降1名につき 10,000 円の会員特別料金適用
NCBレポート	毎月2部無料送付
NCB資料データ	NCB発行・所蔵の資料データ閲覧に会員特別料金適用

2. 準会員

NCB定例セミナー	年2回1名参加費無料(3回目以降、または2名以降は一般扱い)
NCB公開セミナー	年2回1名 15,000 円の会員特別料金適用
NCBレポート	毎月1部無料送付

第8条 会員の義務

当研究会会員は各セミナー参加および会員相互の交流等に際し、会員としての品位を持って参加するものとし、得られた情報の取り扱いに関しては信義則をもって対応するものとする。

以上